

パートナーズ 会報誌

vol.
33

2022.5

税務情報

**2021年民法・相続法改正で相続放棄者の
管理義務・責任が変わります**

**相続した事業の用や居住の用の
宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）**

年間2000件以上のご相談を受ける事務所が作り上げる“本物の対策”!!

相続開始前の安心プラン

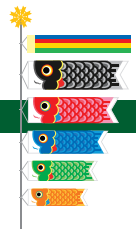
税理士法人パートナーズ

おかげさまで**20**周年



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。





過ごしやすい時期になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

新緑が眩しく心地良い季節になりました、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、ここ数年はゴールデンウィークとはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、以前のように遠出や大人数で集まることが手放しでは出来なくなりました。コロナ禍前のゴールデンウィークがどこか懐かしく感じます。まだまだマスク着用、手洗い、消毒などの生活様式で過ごす日々が続くと思います。ご家族、会社、お知り合い、学校など様々な場面で様々な人と接触をする機会があると思います。過剰に反応することなく、できる範囲で感染対策をし、感染が落ち着き将来的に終息するまでは、気を付けていきたいものです。

確定申告では大変お世話になりました。

例年のことですが、今年の確定申告についてもご報告がございます。お蔭様で無事に終わることができました。資料のやり取りや電話でのご対応、ご協力頂きありがとうございました。ここ2年間は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、申告期限が4月15日まで延長されました。もともと新型コロナウイルスの影響で3月15日までに申告ができない方に対して、個別で対応をする措置がとられていましたが、国税庁の電子申告のシステムが3月14日のお昼過ぎから15日の深夜まで繋がりにくい状況になり、申告ができない状況に陥ったため、特別措置とし結果的に4月15日が申告の期限となりました。ここ数年はこのような不測の事態が起きております。災害関係も以前よりも起こる可能性が高くなっております。今回のことを機にあらためて期限に余裕を持ち、業務に取り組むことの大切さを再認識しました。より一層、気を引き締めて業務に精進して参ります。

今後のパートナーズについて

現在、税理士法人パートナーズは中四国に8拠点を設け運営をし、2月19日をもちまして20周年を迎えました。これも一重に、ご支援を頂いておりますお客様関係各社様のお陰です。誠にありがとうございます。

20周年を迎え、今後の展開として各拠点事務所の強みをより発揮し、お客様へパートナーズ全休としてご支援ができる体制作りを強化して参ります。「税理士事務所」と言いましても多岐に渡る業務を事務所単位で対応をさせて頂くことが難しい場合があります。しかし、税理士法人パートナーズ全体では、お客様の様々なご相談について対応ができる体制を作っております。事務所間の連携を取り総合的、迅速に、お客様のご相談にお応えできるよう精進しておりますので、是非とも、気になることがございましたらお気軽に最寄りの弊社事務所へお問い合わせ頂けたらと思います。

最後に、繰り返しになりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我慢を強いられる日々が続いております。みなさまへの影響が最小限で収まるよう、お祈り申し上げます。

税理士法人パートナーズ 社員一同

いままでも、これからも、“感謝”を忘れずに。

税理士法人パートナーズは、令和4年2月19日をもちまして20周年を迎えました。

これもひとえに多くの皆様からのご支援を頂いたおかげです。

あらためて厚く御礼申し上げます。

皆様に愛される事務所であり続けるために

一日一日を大切に

いままで支えて頂いた全ての方に感謝の気持ちを忘れずに

皆様の本当の意味での“パートナー”となれるよう

より一層の努力をもって業務に邁進して参ります。



税理士法人 パートナーズ

For a Partner

■岡山事務所 ■広島事務所 ■福山事務所 ■山陰事務所 ■高松事務所 ■松山事務所 ■徳島事務所 ■高知事務所

【関連グループ】

社会保険労務士法人パートナーズ 行政書士法人パートナーズ 中谷公認会計士事務所
株式会社ライフパートナーズ 株式会社 TaxBrain



2022
健康経営優良法人
Health and productivity



2021年民法・相続法改正で相続放棄者の管理義務・責任（民法940条）が変わります

2021年（令和3年）に民法（相続法部分）が改正されました。この改正により、相続放棄をした方の管理義務に関するルールが変わります。新しいルールの適用開始時期（施行時期）は、2023年（令和5年）4月1日です。今回は相続放棄者の管理義務・責任の見直しのポイントをわかりやすく解説したいと思います。

相続の放棄をした者の管理義務の明確化

改正前民法では、相続の放棄をした者は、相続財産の管理を継続しなければならないとされていました（改正前民法940条1項）。

しかし、管理義務の発生要件や内容が明らかでないため、相続の放棄をしたのに過剰な負担を強いられるケースもあると指摘されていました。

例えば、空き家が相続放棄により増加していることを踏まえ、一部の自治体が本条の存在を指摘して管理責任を追及するケースがあると指摘されています。

ただ、国が出した通達によると、相続放棄者は、改正前民法940条により相続財産である空家を管理する義務を負うが、この義務は後に相続人となる者等に対する義務であり、地域住民などの第三者に対する義務ではないとされています。

そこで、改正法では、相続放棄者の管理義務・責任を明確化する観点から、相続放棄者は、

①相続の放棄の時に現に占有している相続財産につき

②相続人（法定相続人全員が放棄した場合は、相続財産の清算人）に対して当該財産を引き渡すまでの間

③その財産を自己の財産におけるのと同じの注意をもって保存しなければならない

とされました（改正後民法940条1項）。

なお、この義務が市町村等の第三者に対する義務ではない点については旧法と同様です。



例えば、亡くなった方の配偶者とお子さんが相続放棄を行い、たまたま相続人になったご兄弟の方やそのお子さん（姪・甥）は、亡くなった方が所有する建物に実際に居住するなどしておらず、「放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有」していなければ、相続放棄を行っても改正後民法940条1項の義務を負わないことになります。

改正前民法 940 条

（相続の放棄をした者による管理）

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

改正後民法 940 条

（相続の放棄をした者による管理）

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第一項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

税務情報

相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例 (小規模宅地等の特例)

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用または居住の用に供されていた宅地等（土地または土地の上に存する権利をいいます。以下同じです。）のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、下記の「減額される割合等」の表に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額します。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等および「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者または「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業相続人等に係る被相続人から相続または遺贈により取得した特定事業用宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

（注）「宅地等のうち一定のもの」とは、建物または構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地および採草放牧地を除きます。）をいい、棚卸資産およびこれに準ずる資産を除きます。

減額される割合等

小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400m ² 80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除きます。)用の宅地等	② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400m ² 80%
			③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ² 50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200m ² 50%
			被相続人等の貸付事業用の宅地等	⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330m ² 80%	

特例の適用を選択する宅地等が以下のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
特定事業用等宅地等（①または②）および特定居住用等宅地等（⑥） （貸付事業用宅地等がない場合）	(①+②) ≤ 400m ² ⑥ ≤ 330m ² 両方を選択する場合は、合計730m ²
貸付事業用宅地等（③、④または⑤）およびそれ以外の宅地等（①、②または⑥） （貸付事業用宅地等がある場合）	(①+②) × 200/400 + ⑥ × 200/330 + (③+④+⑤) ≤ 200m ²

（注）特例を適用する宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等またはその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部または一部である場合には、その宅地等の面積に、それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額またはその権利の価額がこれらの価額の合計額のうち占める割合を乗じて得た面積を、特例を適用する宅地等の面積とみなして、上記の算式を計算します。

対象者または対象物

この特例の対象となる宅地等は、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、貸付事業用宅地等、特定居住用宅地等およびのいずれかに該当するものであることが必要です。

特定事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業および準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等（その相続の開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（「3年以内事業宅地等」といいます。以下同じです。）で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件のすべてに該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件のすべてに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

区分	特例の適用要件	
被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

貸付事業用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業および準事業（注1）に限ります。以下「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等（その相続の開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（「3年以内貸付宅地等」といいます。以下同じです。）（注2、3）を除きます。）で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件のすべてに該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件のすべてに該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

（注1）「準事業」とは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものをいいます。

（注2） 相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等であっても、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業（貸付事業のうち準事業以外のものをいいます。以下同じです。）を行っていた被相続人等のその特定貸付事業の用に供された宅地等については、3年以内貸付宅地等に該当しません。

（注3） 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則により、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に相続または遺贈により取得した宅地等のうち、平成30年3月31日までに貸付事業の用に供された宅地等については、3年以内貸付宅地等に該当しないものとする経過措置が設けられています。

特定居住用宅地等

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます。）。なお、その宅地等が2以上ある場合には、主としてその居住の用に供していた一の宅地等に限りま

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
① 被相続人の居住の用（注1）に供されていた宅地等（注2）	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（注3）	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること。
	3 上記1および2以外の親族	次の(1)から(6)の要件をすべて満たすこと（一定の経過措置がありますので、詳しくは下記の（注）4を参照してください。）。 (1) 居住制限納税義務者または非居住制限納税義務者（注5）のうち日本国籍を有しない者ではないこと。 (2) 被相続人に配偶者がいないこと。 (3) 相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）がいないこと。 (4) 相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族または取得者と特別の関係がある一定の法人（注6）が所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがないこと。 (5) 相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。 (6) その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること。
② 被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
	2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

（注1）「被相続人の居住の用」には、被相続人の居住の用に供されていた宅地等が、養護老人ホームへの入所など被相続人が居住の用に供することができない一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（被相続人の居住の用に供されなくなった後に、事業の用または新たに被相続人等以外の人の居住の用に供された場合を除きます。）におけるその事由により居住の用に供されなくなる直前の被相続人の居住の用を含みます。

（注2）「被相続人の居住の用に供されていた宅地等」が、被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」※を除きます。）の敷地の用に供されていたものである場合には、その敷地の用に供されていた宅地等のうち被相続人の親族の居住の用に供されていた部分（上記の「特定居住用宅地等の要件」区分②に該当する部分を除きます。）を含みます。

（注3）「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族」とは、次の（1）または（2）のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。

（1）被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」※である場合
被相続人の居住の用に供されていた部分

（2）（1）以外の建物である場合
被相続人または被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

※「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。

（注4）所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則により、次の経過措置が設けられています。

（注5）「居住制限納税義務者」または「非居住制限納税義務者」については、コード4138「相続人が外国に居住しているとき」を参照してください。

（注6）「特別の関係がある一定の法人」とは、次の（1）から（4）に掲げる法人をいいます。

（1）取得者および相続特別措置法施行令第40条の2第15項第1号イからへまでに掲げる者（以下（注6）において「取得者等」といいます。）が法人の発行済株式または出資（その法人が有する自己の株式または出資を除きます。）の総数または総額（（2）および（3）において「発行済株式総数等」といいます。）の10分の5を超える数または金額の株式または出資を有する場合におけるその法人

（2）取得者等および（1）に掲げる法人が他の法人の発行済株式総数等の10分の5を超える数または金額の株式または出資を有する場合におけるその他の法人

（3）取得者等ならびに（1）および（2）に掲げる法人が他の法人の発行済株式総数等の10分の5を超える数または金額の株式または出資を有する場合におけるその他の法人

（4）取得者等が理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものとなっている持分の定めのない法人

年間2000件以上のご相談を受ける事務所が作り上げる“本物の対策”!! 相続開始前の安心プラン

相続税対策は早い方が効果的!

パートナーズの相続税対策は表面上の対策ではなく、財産の中身まで細かく調べたうえで対策を行います。

一次相続はもちろん、二次相続以降の財産承継・税負担まで検討をします。さらに特徴的なのが財産の所有方法や将来の財産の流れまで検討し、相続税のかからない財産に変えていきます。実際に携わった相続対策で培ったノウハウで、お客様に合ったご提案をします。ご提案の際には、選択肢をできるだけ増やし、お客様にご判断を頂けるように進めていきます。最初のご提案の段階で吟味し納得して頂いだうえで進行していきます。

こんなお悩みありませんか？



いまの財産を息子が相続した場合、税金がかかるのかな？



だいたいの税額は調べたんだけど、これ以上、下がらないのかな？



私が持っている財産はこのまま自分が持っていて良いのだろうか？



相続対策や実行など、どのようにすれば良いのかまったくわからない…

そんなお悩みを解決する相続開始前の安心プラン4つの「安心」

- その1 財産の内容を細かく確認して一次相続・二次相続以降の財産承継・税負担を検討します。
- その2 財産の所有方法や将来の財産の流れまで検討し、相続税のかからない財産に変えていきます。
- その3 表面上だけでなく中身までしっかり確認するので、相続時の評価額を最小限にすることができます。
- その4 選択された相続税対策の実行サポートまでするので、相続税対策の行動を起こすことができます。

パートナーズのホームページに
「相続開始前の安心プラン」動画を掲載中!!

専門家が作り上げる
“本物”の対策



相続・贈与関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、資産家向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 プラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344